## 「学校事故対応に関する指針(案)」に関する意見書

名古屋市立向陽高校柔道部事故被害者遺族 倉田久子

先日担当の方にお送り頂いた「学校事故対応に関する指針(案)」を拝読致しました。

この指針で、学校事故対応の問題について解決できると思われ安堵できた部分もありますが、このままでは何も変わらないのではと危惧される面も多く見受けられました。

**2**年間、多くの時間と労力とお金をかけて行ってきた調査も、これで指針が出来てしまえば、もう二度と変えることはできない、また同じ調査研究は二度と行われないということが不安になりました。

そこで調査研究に関わらせて頂いた、数少ない良好な事故対応例の遺族として、(案の段階で)ご意見させて頂くご無礼をお許し願いたく存じます。

この指針で、解決されると思われる点

- ① (9頁)事故発生時に、「子どもの命・健康を最優先する」と、明示した内容は一番大切なこと。 これまで、被害者遺族しか言ってこなかったこと。あたり前のことがなおざりになって、救えな かった命がたくさんある。マニュアルになって、教育の現場に浸透すれば、事故発生時に迅速で 的確な対応ができるはず。
- ② 基本調査と詳細調査の義務づけをし、目的と方法を明らかにし、実施期限も定めたこと。

これまで事故調査の多くは、(学校が動かないため)被害者家族が苦しい日々の中で行っていた。「基本調査は三日以内に」と、期日を短く定めたのは良いことである。

学校が隠ぺいを行う時間がなくなるため、これを防げる。

③ 遺族に対する支援を重視している。亡くなった子どもや障害を持って復学した子どもの扱いに配慮している。

子どものメンタルサポートについては備えがあるが、<u>遺族のメンタルサポート</u>は、そういうシステムがない。自分も切望していたので、そのための情報を提供されるのは、遺族にとって願ってもないことである。

## この指針で、解決されないと思われる点

そもそも、(外部から多くの指摘があった通り)一昨年(昨年度)のヒアリング調査の内容が偏っている。 学校や教委との関係がよく、ヒアリングに応じてくれたところばかりの症例を集めて聞いても、根本的 な解決にはつながらない。

このままだと、また同じ学校事故対応→隠ぺい─裁判という、何も変わらない構図の事例ができる。

① (1頁)「はじめに」の中に書かれている、国の危機管理の方向がおかしい。

<u>池田小学校の事件が起きてから、全国的に危機管理は、外部からの不審者に対してのみ重視徹底されているが</u>、このような事件は多くはない。(もちろん備えが大切であるのは言うまでもないが)

(3~4行目)「学校の施設・設備に起因する死亡事故や自然災害による死亡事故、不審者による児童生徒等の切り付け事件が発生~」とある。

しかし、<u>事故事件の多くの原因は、学校内部の人的なものにある</u>。つまり、<u>先生や友人が脅威になる</u>(しごき・暴行・言葉の暴力・いじめ等)<u>例が最も多い</u>が、こういう単発の事故に関して、触れられていない。

(6頁) 緊急時対応の流れがあるが、これは<u>大きな災害</u>を想定している。このようなもの<u>と、一人</u> の子どもに起きる事故については、分けて考えないと、わかりづらい。

分かりにくいということは、マニュアルとして、即利用できないということを指す。

② <u>事故後の対応を、何が一番左右したかというと、管理職と教育委員会の資質である。</u> 指針は、その部分の改善について、全く触れていない。

良きにしろ悪しきにしろ、教育委員会は校長と同じ方向を向く。

また正しい考えを持った教職員がいても、全員が校長と同じ方向を向かざるを得ない。

それらを考えると、<u>学校長の人格・資質・考え方などが、事故対応を左右すると言って過言</u>ではない。

学校長の人選も、適切な事故対応に繋がる大きな要素である。

極端に言えば、全国の学校の校長がすべて、名古屋市立向陽高校の校長のような人であったら、事故後に苦しむ遺族はいなくなるということではないか。

③ (4頁あたりから)「何かあったら、全職員が適切な対応ができるように」と、何度も謳って、事細かく役割分担や担当不在時の対応等について述べられている→これは、全職員が常に正しい考え方ができるという性善説を前提としている。

が、実際は、教師・指導者としてあるまじき行為をする職員がそここにいるから、不適切な事 故対応へと繋がっていく。この問題はこの指針では解決しない。 ④ 事故調査の難点

「<u>基本調査</u>は三日以内に」一<u>すべて学校に任せているため、校長がこの時点で事実の隠ぺいと虚偽のでっち上げ工作を行っていたら</u>…どうなるでしょう。

ここで嘘をつくと、それ以降嘘で塗り固められることになる。

- →そこで第三者による<u>詳細調査</u>が重要になってくるが、これ<u>も、条件を幾つかマニュアルとして定め</u> ておかないと、不透明なものになる恐れがある。
  - 1、調査委員会の<u>委員をすべて遺族等に明らかにする。</u>(必ず第三者であること)(場合によっては遺族の推薦者も聞き入れる。あくまでも、遺族とは直接関係のない者に限り)
  - 2、 <u>調査委員会は可能な限り、遺族等の傍聴を認める</u>(自分の子どものことを扱っているので当然)
  - 3、 <u>報告書を</u>地方自治体の首長や国に<u>提出する前に、遺族等と一緒にチェックを行う</u>。 等。

このような条件を決めておかないと、今までのようにおかしな報告書がたくさんでてくるのは、想像に難くない。

⑤ (19 頁) 再発防止策一事故調査については、必ず結果の公表・国の集約を行うべきであるが、<u>情報を、教育の現場へフィードバックすることがとても大切</u>である。

ここに重点を置いてもらいたい。

<u>報告書の提言に基づいた実践と、一年後の成果の報告・公表も義務づければ</u>、やりっぱなしにはならない。

⑥ (19頁5行目)「<u>同地域の学校の教職員間等で、共通理解を図る</u>」とあるが、国の方でシステムを作らないと無理。

同県内・同市内には情報が伝わるシステムがあるが、隣接県同士、また、<u>政令指定都市とそれ</u>が置かれている道府県との情報交換は、組織が違うから絶対にできない。

同じエリアの横のつながりで情報を共有できるシステムを作るべきである。

(19頁下から3行目~)「国は報告書より情報を蓄積し、教訓を整理して、学校や教委へ提供する」 とあるが、フィードバックまで、時間がかかりすぎる。

→内容によっては、<u>同エリアで、横に即情報を流した方が、同様の事故の防止対策が迅速にできる</u>。

(例一昨年 5 月の福岡市立席田中学校柔道部での死亡事故は、前日に起きた大分県中津北高校 柔道部での重篤な事故の情報が伝わっていれば防げたかもしれない)

⑦ 「道義的的責任と法的責任は異なる」という最も大切な一文が、抜けている。

ほとんどの学校関係者は誤解していると思われる→だから絶対謝罪をしない

「道義的責任」があっての、事故対応である。

「学校で起きたことはすべて学校の責任」―この道義的責任を認めれば、被害者に対してお のずと心からの謝罪が出てくるはず。

## 子どもの命の確保を行った後、学校が最初にすべきことは「謝罪」である。

- ⑧ 事故はシステムエラーである。しかし、事故対応は人対人の、人間味のある対応を望みたい。
  - (例えば、最近の広島の中学生の自死問題も、原因はシステムエラーであったが、人対人の 血の通った対応がなされていれば、起こらなかったはず)
  - 13~14 頁あたりに、基本調査や遺族との関わりについて留意点が述べられているが、向陽高校ではマニュアルがなくても、ほぼこの通り実行していた。

つまり、「学校は、預かった子どもを預かった時のままの姿で家庭へ返さなければならない」 「隠さない。すべて明らかにしていく」という、向陽高校校長の強い信念―これに基づい て行動すれば、自然と指針の通りに動くことになる。

以上です